

2024年4月19日
岡大職組申第192号

国立大学法人岡山大学
学長 那須保友 殿

岡山大学職員組合
執行委員長 高岡敦史

**「非常勤講師担当授業の追試業務における未払い賃金対応の連絡に
関する質問書」に対する大学の回答についての職員組合の見解
及び過去に未払いのあった可能性のある非常勤講師が
申し出られるよう周知を促す要求書**

日頃より岡山大学の運営にご尽力されていることに敬意を表します。

3月27日に組合から大学に提出した「非常勤講師担当授業の追試業務における未払い賃金対応の連絡に関する質問書」に対して、4月3日に送られてきた大学からの回答は、「令和5年12月13日付け事務連絡により通知しています」というもので、その事務連絡は内容的に「非常勤講師が追試業務を行うことが可能で、その賃金は支払われます」と書かれているだけのものでした。組合が質問していた過去の追試業務の対応についての言及は全く無く、過去の賃金が支払われていない可能性のある追試業務について、非常勤講師が何処の窓口に応じれば良いのか、非常勤講師が何を準備して問い合わせれば良いのかなど、必要な情報が全く書かれていませんでした。

この事務連絡の内容で、過去の追試業務の対応について、すでに通知済みであると大学が主張するというのであれば、それは業務に従事する非常勤講師に対し非常に不誠実な態度であると言わざるを得ません。この通知を持って連絡を済ませたとすることにより、過去の追試業務について問い合わせが行われる件数を最小限におさめようとする大学の意図が透けて見え、大変に残念に思います。今回の回答は、非常勤講師の正当な報酬を得る権利を、あわよくば無かったことにしてしまおうという、あまりに狭量な大学の姿勢を示すもので、組合として大きな憤りと深い落胆を感じています。

組合は、今回の大学の回答に対し抗議の意志を表明し、大学には誠実な対応をするよう求めます。つきましては、以下のことを要求します。

非常勤講師担当授業の追試業務において過去に未払いのあった可能性のある非常勤講師が申し出られるよう、何処に申し出て相談すれば良いのか窓口を明確に示し、非常勤講師が事前に何を準備して申し出れば良いのか周知すること。

また、その周知を、非常勤講師にどのような方法でいつまでに連絡するのか明らかにすること。

この要求に対し、5月10日までに文書にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

以上